

## 第 28 回北九州市 PCB 処理監視会議議事要旨

1 開催日時 平成 24 年 8 月 7 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

2 開催場所 日本環境安全事業 (株) 北九州事業所

### 3 会議次第

- (1) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について
- (2) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について
- (3) PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会について
- (4) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の処理の見通しについて
- (5) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

浅岡 佐知夫	座長	大石 紀代子	委員
大庭 卓朗	委員	河井 一明	委員
清田 高德	委員	是永 逸生	委員
津田 潔	委員	成田 裕美子	委員
古野 和彦	委員		

#### (2) 日本環境安全事業株式会社

事業部長	樽林 茂夫
北九州事業所長	牧田 泉
北九州事業所副所長	入江 隆司
北九州事業所総務課長	田野 洋
北九州事業所運転管理課長	岳田 正徳
北九州事業所営業課長	高橋 隆

#### (3) 関係行政機関

環境省産業廃棄物課長	廣木 雅史
環境省産業廃棄物課課長補佐	鈴木 清彦
北九州西労働基準監督署安全衛生課長	古屋 万蔵
若松海上保安部警備救難課長	和田 卓也
福岡県環境部廃棄物対策課課長技術補佐	坂井 義博

#### 北九州市

環境局長	今永 博
環境局環境監視部長	山下 俊郎
環境局環境保全課長	作花 哲朗
環境局監視指導課長	青柳 祐治
産業経済局水産課長	中村 聖
若松区コミュニティ支援課長	石川 伸夫

消防局指導課危険物保安係長  
消防局警防課主任

二村 博美  
小川 真一

(4) 事務局（北九州市）

環境監視部産業廃棄物対策室長

水口 勝

5 議事概要

【Q = 質問、A = 回答、D = 要望、O = 意見・感想】

議事に入る前に、事務局より、北九州市 PCB 処理監視会議設置要綱の改正について報告があった。

また、市民団体推薦の委員について、北九州市女性団体連絡会議の荒川チエコ委員より大石紀代子委員へ引継ぎが行われた旨の報告があった。

座長

今、説明があったように、名称が監視委員会から監視会議になったが、北九州 PCB 廃棄物処理施設の適正な設置及び操業を監視するという役割は変わらないので、引き続きこの会議で協力をしていきたいと思う。

それでは、本日の議事に入る。議題 1 として「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況」について報告をお願いする。

・ [資料 1-1、1-2]を日本環境安全事業が説明。

- 平成 24 年 6 月末現在の受入台数、処理台数等が報告された(資料 1-1)。
- 平成 23 年 8 月 3 日に第 2 期施設の特設解体室内において発生した天井材の一部落下に関して、平成 24 年 5 月に追加点検を行うとともに、天井裏の温度及び湿度を測定した旨、説明された(資料 1-2)。
- 測定の結果、天井内温度及び湿度への外気の影響は極めて小さくなっており、再発防止を図ることができたとの報告があった。

座長

Q：平成 23 年度は運転状況が非常に良好で、若干のトラブルしかなく、作業効率が上がったという話であるが、「若干のトラブル」の一つにこの天井材の落下が含まれているのか。

JESCO

A：含まれていない。設備トラブルというのは現在も毎日のように発生しており、この 7 月にも 55 件の設備トラブルがあった。ただし、以前はトラブルが発生すると設備が長期間止まっていたのに対して、現在は軽微な修繕というか、部品の取り換えを行えば数時間で動き出す、というようなトラブルがほとんどで、大きなトラブルがなかったということである。

座長

Q： この天井材の落下のときは、設備を止めて修理をしたのか。

JESCO

A： 特殊解体室については当然全て止めた。修理に 3 週間程度かかり、さらに今年も 2 週間程度かけて追加の補修をした。

座長

それでは、次の議題に移る。議題 2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果」について、まずは日本環境安全事業より報告をお願いします。

・ [資料 2-1]を日本環境安全事業が説明。

➤ 環境モニタリング結果について、周辺環境・排出源ともに全ての環境基準等に適合していた旨、報告があった。

座長

引き続き、平成 23 年度環境モニタリング結果について、北九州市から報告をお願いします。

・ [資料 2-2]を北九州市が説明。

➤ 平成 23 年度環境モニタリング結果について、周辺環境・排出源ともに全ての環境基準等に適合していた旨、報告があった。

委員

Q： 資料 2-1「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリングの結果」について、周辺環境の結果は全て環境基準に適合しているので問題ないとのことだが、大気中のダイオキシン類の濃度に関して、平成 22 年度が 1 月 11 日から 1 月 18 日が 0.095pg-TEQ/m<sup>3</sup>、8 月 4 日から 8 月 11 日が 0.016 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であるのに対し、平成 23 年度は 2 月 7 日から 2 月 14 日が 0.069 pg-TEQ/m<sup>3</sup>、5 月 19 日から 5 月 26 日が 0.015 pg-TEQ/m<sup>3</sup>との結果が出ている。これらの季節的変動によって数値の変動が起こる原因は何か。

JESCO

A： 季節的変動というのは風向き等も当然関係あると思うが、いわゆる周辺環境なので、極端に言えば、恐らく JESCO の排気だけの問題ではなく、周辺の工場等の影響もかなり受けると思う。ダイオキシンそのものについては、環境基準も年平均値で評価をすることになっているので、その辺の季節的な変動も含めて当然ながら上下があると思うが、環境基準値である 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>のほぼ一桁下という結果なので、そんなに大きな問題はないのではないかと考えている。

座長

Q： 北九州市の報告で、4 ページにある、排水の分析値が PCB だけになっているが、これはダイオキシンを測らないことになっているのか。

北九州市

A： 下水についてダイオキシンを測っていないのは、おそらく受け入れの基準として設けられていないからなのではないかと思う。

座長

Q： 設けられていないから測らないというのは、ちょっと不自然なような気がする。もう一度、確認してほしい。

また、その下にある雨水の基準について、水質の環境基準が 1 pg-TEQ/L で、それを下回っているという話がいろんなところから出てきたと思うが、雨水は基準が 10 pg-TEQ/L になっていて、モニタリング結果の 1.4 pg-TEQ/L という数値が基準値以下であるという説明になっている。なぜ、雨水の基準が 10 pg-TEQ/L になっているのかを教えてください。

JESCO

A： いわゆる基準については、雨水については排水基準として考えているということである。また、地下水の場合はどうしても環境基準ということなので、こちらは厳しく 1 ということである。

座長

D： 測定値が 1.4 pg-TEQ/L という紛らわしい値になっているので、きちんと問題ないという説明をしていただくのが妥当ではないかと思う。

座長

では、次の議題 3 である「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」について、環境省から報告をお願いします。

- ・ [資料 3]を環境省が説明。

環境省

委員の皆様方においては、日ごろから JESCO 北九州事業所における PCB 廃棄物の安全かつ的確な処理に関して大変なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会については、前回の監視委員会の場でも報告したが、この検討委員会は、PCB 廃棄物の処理を早期に完遂させるためにはいかにすべきか、という観点から、昨年 10 月に環境省に設置し、これまで有識者を中心に月 1 回のペースで議論を行ってきた。現在、この検討委員会において、資料 3 で示したようなと

りまとめの案というものを出している。これは今、パブリックコメントにかけられ、明後日行う検討委員会の場で、最終的なとりまとめをする予定である。

このとりまとめ案は、有識者の方々が、PCB 廃棄物の処理をいかにこの段階で迅速にかつ安全に進めていくべきか、ということでもとめたもので、これからこの案をどう受け止めて具体化していくかは、環境省や JESCO、及びさまざまな関係の皆様と具体的に詰めていきたいと考えている。

他方、この問題に関しては、処理期限の延長ということも絡み、いろいろ報道がされているところであるが、ここで認識していただきたいのは、この処理期限の延長というのは、PCB 廃棄物の場合、JESCO の処理対象である高濃度の PCB 廃棄物とともに、微量の PCB に汚染された廃電気機器についても関わるものであり、これは、PCB 特別措置法が平成 13 年に設けられた後に、多数存在することがわかったものである、ということである。微量 PCB 汚染廃電気機器等は、JESCO ではなく民間の施設において処理をするという前提で現在進められており、この処理についてはまだ始まったばかりなので、処理を進めていくためにはどうしても一定期間の処理期限の延長をしなければならず、この資料においてもそういう意味で、処理期限の延長についての言及があるものである。

ただ、我々がご理解いただきたいと思っているのは、特に北九州事業所における処理に関しては、なるべく早く終わらせたいという思いであるということである。そのために、検討委員会で出された提言をこれから真剣に検討し、地元北九州市、それから関係者の皆様方とも協議をして、具体化していくことを考えていきたい。そのような前提で、提言がまとめられているということをもまずご理解いただきたいと思う。

## 環境省

資料 3 とその別添という 2 種類の資料を使って説明する。

まずは資料 3「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について(案)」をご覧いただくと、まず目次と用語の定義がある。用語の定義のところであるが、主に三つに分けてこの報告書の案をまとめている。

「高圧トランス・コンデンサ等」というのが、JESCO で従来から処理しているトランス・コンデンサである。また、真ん中の「安定器等・汚染物」について、安定器は北九州では JESCO の第 2 期事業の中で処理を始めているものである。そして、一番下の「微量 PCB 汚染廃電気機器等」について、これは JESCO で処理しているものではないので、説明は割愛する。

では、1 ページ目の「1.はじめに」について、この検討委員会がどういう経緯で始まったかということ、PCB 特別措置法が平成 13 年に施行されて 10 年が経過したというところで、現在の進捗状況および課題を確認し、今後の処理推進策というものを議論していく、という目的で設置されたものである。委員会は、PCB 廃棄物に関する専門家、法律の専門家、医師等に入ってもらい議論していただき、また、JESCO の議論をす

るときには、各地域の監視委員会の委員長または座長、浅岡座長にもご出席をお願いし、ご意見をいただいたところである。

「2. これまでの取組」というところで、今までの経緯をまとめている。やはり PCB 廃棄物の問題は経緯が長いため、その経緯をしっかりと認識したうえで議論をしたいということで、経緯を少し丁寧にとまとめている。

2 ページ目の上から三つ目の「しかしながら」と書いてあるところについて、PCB が生産停止になった後に処理をするということで、財団法人の電気絶縁物処理協会という民間の事業者団体が立ち上げられ、処理施設の立地の試みがなされたが、39 か所で立地できなかったということで、なかなか処理が進まなかったという状況である。

その二つ下の「一方」以下に書いてあるが、1万1,000台のトランス・コンデンサが紛失しているといった問題が発覚し、一刻も早く処理を進めないといけないということになり、また、国際的にはストックホルム条約の締結に向けた動きがあり、世界的に PCB の廃絶に対する必要性が高まった。

このような国内外の状況を踏まえ、PCB 特別措置法が制定され、国が中心となって処理の体制を整備し、法の施行後 15 年（平成 28 年 7 月）までに処理を行うことが義務付けられたという経緯である。

次の「(2) PCB 廃棄物特別措置法の施行後」について、これはご承知のとおり、PCB 特措法に基づき、全国 5 か所の JESCO 事業所を活用して拠点的な処理施設を整備するというところでやってきたわけである。

3 ページの上から一つ目の「処理施設の整備にあたって」は、地元の自治体をはじめ、住民の皆様の理解と協力を得て立地が可能となったが、その際、処理方式については焼却ではなく化学処理とし、安全対策を万全に期すということで、立地を決定したということである。この化学処理方式が採用され、PCB や焼却による排ガスが直接外部に排出されない閉鎖系の処理施設が整備されることとなったわけである。

3 ページの下の方は、先ほど申し上げた JESCO で処理しているものではない微量 PCB 汚染廃電機器等についてなので、省略する。

4 ページの「3. PCB 早期処理の重要性」について、PCB はいったん環境中に排出されると分解しにくく、北極等を含め地球規模で移動することが知られており、より一層の早期処理が重要であるということを取り組まれているところである。

3 番目の「わが国において」は、昭和 47 年までに製造が中止されたにもかかわらず、環境中では依然、国内どこを測っても若干検出をされるし、まだまだ保管され続けている機器もある。先ほど北九州市内のコンデンサについて、JESCO 登録済みのものの 99% の処理が終了したということで説明があったが、まだ何万か所かに保管が続けられており、また、震災でも 200 台程度流出したということで、一層の早期処理の重要性が高まっている。

5 ページ目の一つ目の「このような状況を踏まえ」、PCB 廃棄物の処理は地球環境の保全からもわが国全体の環境保全からも重要な問題であるということ認識し、国、自治体、保管事業者、処理事業者等それ

ぞれ関係者が、確固たる意思を持ち早期処理に向けて一層取り組んでいかなければならないということでもとめている。

5 ページの「4.PCB 廃棄物処理の困難性」について、早期の処理が求められる一方で、処理の困難性もある旨述べている。一つ目の「わが国における高圧トランス・コンデンサ等の処理」においては、2 で述べたような経緯から化学処理が採用されており、この化学分解ということについては、国の技術評価により安全、確実に処理できることが確認されている。ただし、化学処理を用いた処理システム全体としてはこれまでの実事業での例のない施設であったということで、操業の過程でさまざまな課題が明らかになってきた。

三つ目の「液処理について」は、これまでおおむね順調に処理ができてきているということで、PCB の絶縁油そのものの処理は順調にできるわけだが、四つ目の「一方、前処理について」は、油を処理するまでに前処理、解体をするといったような作業や、紙とか木が中に入っていて、そこから部材に付着、染み込んでいる PCB を洗浄して分離するといった作業が伴うわけである。実際にやってみた場合、6 ページの一番上、常温での PCB の揮発が設計時の知見以上に多かったということで、作業環境、作業者の安全確保のための課題というものが明らかになったわけである。

「5.PCB 廃棄物処理における安全性の確保」について、こういった処理の困難性はあるが、わが国の PCB 処理、JESCO での処理は安全確保ということで、慎重に安全対策を最優先して処理をしてきたわけである。

2 番目の「わが国で実施している外部漏洩を防止するための閉鎖系による厳重な管理」はわが国独自のもので、JESCO 施設を何度もご覧いただいているかと思うが、すべて建屋におおわれた閉鎖系の施設になっているわけであり、外には出ない一方で、内部の PCB の濃度が上がりやすくなってしまうということで、先ほどの作業者の安全確保といったところでの課題があったわけである。そういった課題についても、対策を実施してきている。

3 番目の「JESCO において」は、PCB の処理にあたって周辺環境への漏洩防止や作業の安全確保のためのさまざまな取り組みを行ってきた旨述べられている。処理施設は閉鎖系の施設で、床は不浸透性の材質、つまり浸透しない材質であり、さらに防油堤を設置して、万一施設内で漏れても外部には流出しない構造になっている。また、排気にも多重の活性炭フィルターを付けてセーフティネットを設けており、操業の立ち上げ時に 3 回、漏洩事故が起こったが、その後、管理の習熟等により外部漏洩は発生していない。

6 ページの一番下の は、今度は作業者の安全確保について書いている。当然、最初からある程度対策をしていたわけであるが、先ほど申し上げたように、実際に作業を行ってみると、設計時の知見以上に PCB が常温でも揮発をして大気、空気経由で作業者が吸ってしまうということがあり、血中の PCB 濃度の測定をして、きちんと PCB が作業者の体内に取り込まれていないということを確認するような手法を取り入れる

ことで、現在では十分その点の対策ができるようになった。

こうして今までの状況をふり返っていったわけだが、「6. 今後の処理推進に当たっての基本的な考え方」ということで、基本的な考え方をまとめている。最初は安全性の確保というところだが、処理を急ぐあまりに安全対策をないがしろにすることは許されない、こういったことを第一優先課題として挙げている。保管、収集運搬、処分、それぞれの段階で環境中への排出を防止するということが大事だということである。その他、処理体制の確保、これはまだ一部できていない地域があるので、その処理体制を確保する必要がある。

8 ページ「他のエリアの処理施設の能力活用」について、JESCO の 5 事業所は、採用した技術や施設がそれぞれ少しずつ違うので、ある事業所では処理が困難なもの、あるいは長い時間を要するものが、ほかの事業所では円滑に処理できるというものが判明してきている。このため、効果が大きい場合はほかの事業所を活用するということが、相互に補完しての処理の重要性をここで述べている。

また、無害化処理施設の活用ということで、無害化認定処理施設、先ほど JESCO 以外がやっているという話があったが、微量の PCB の廃棄物は民間の処理施設で処理をしている。この処理施設をさらに活用して、微量物のみでなく、低濃度 PCB 廃棄物の処理のためにも少し活用できないだろうかといったことを書いている。

地元地域との連携・協力については、拠点的広域処理施設、これは JESCO のことであるが、JESCO の地元地域はわが国全体の環境問題でもある PCB 廃棄物の処理のため、処理施設を受け入れ、地域の住民の方々も参加したこの監視会議において、施設の安全な操業について高い注意を払うことで、PCB 処理の推進に重要な役割を果たしている。このことは、世界およびわが国の環境問題の解決に対する重要な貢献である。このことについて国全体としてあらためて強く認識し、地元自治体の取組みに対して可能な支援協力を行うことが望まれるが、その一方で、施設のない地域での意識が若干低くなっているのではないかといったご意見が検討委員会の中でもあり、こういった地元での取組みを強く認識すべきであるということが議論された。

国や拠点的処理施設のある地元以外の地域や自治体は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、早期処理の推進に取り組むことが必要である。例えば、未届出や未登録の事業者がまだ一部いるということで、そういった事業者の掘り起こしの作業や、円滑な搬入に取り組むといったことで、対策、取組みをしていくことが期待される。

9 ページ「7. の各主体の責務・役割」について、まず国だが、一つ目の にあるように、「PCB 廃棄物特別措置法」において、国は処理体制の整備に努めることになっており、国が中心となって、高圧トランス・コンデンサおよび安定器の処理整備を図る必要がある。

二つ目の だが、国は、拠点的広域処理施設（JESCO）の安全かつ確実な処理が確保されるよう、JESCO に対する適切な指導を行うということが書いてある。

10 ページの上から三つ目の については、PCB の早期処理の重要性、処理の困難性にかんがみ、国は関係機関と連携・協力し、必要な調整を行い、安全かつ確実な処理を確保しつつ、可能な限り早期の処理完了を目指すために、一層のリーダーシップを発揮すべきといったことをまとめている。

次に都道府県市の責務・役割だが、都道府県市は主に保管場所の指導ということでの役割について書かれている。まだ全国何万か所かに保管をされているので、そういったところできちんと保管がなされるということが大事であるということである。

10 ページの一番下は保管事業者、まさに今、保管している方は、きちんとした保管場所で漏洩しないような措置が求められるということが書かれている。

さらに、11 ページの真ん中あたりに JESCO 等処理事業者について書かれている。JESCO は、PCB 廃棄物の処理を行うために設立された国の特殊会社であり、拠点的処理施設での処理を担うわが国唯一の事業者である。したがって、関係法令、国・都道府県市の指導に則し、安全かつ確実な処理が確保されるよう事業を遂行しなければならないことはもちろん、周辺環境の安全性確保、および作業者の安全性確保を確実にを行うとともに、地元地域のみならず国民に幅広く処理の状況や安全確保のための措置について情報を発信していくことが重要である、というようなことが書いてある。

3 番目の は、さまざまな要因により処理が想定より遅れている点については、わが国で初めての PCB の大規模な処理施設であるということやむを得ない点もあるけれども、この検討委員会で示す処理推進策を踏まえ、可能な限り処理のペースアップについて努力しなければならない、という議論がなされている。

次のページ「8. 今後の処理推進のために講ずべき対策」ということで、「8-1. 高圧トランス・コンデンサ等」について書いている。最初は処理対象量について述べているが、14 ページに「表2 高圧トランス・コンデンサ等の処理進捗率」という表があり、北九州はトランスで約 60%、コンデンサで 45.6%となっている。JESCO がいつも出している数字と若干違うところもあるかもしれないが、これは、未登録のものも推計して分母に含めているところがあるためである。ただ、北九州事業所はほかの事業所と比較して一番進んでいることはご覧のとおりである。JESCO 全体としては、まだトランスは 50%を切っており、コンデンサは 34%という状況である。

14 ページの表の下 「現状ペースの場合の処理に要する期間」について、資料3の別添にある別添1という横のグラフをご覧いただきたい。これは、現状のペースで処理が進んだ場合、どのくらい処理に時間がかかるかというものをまとめたグラフである。

北九州のところを見ていただくと、これはそれぞれトランスとコンデンサの種類ごとに書いてあるが、大型トランスが平成 30 年というところまで延びてしまっているのがわかるかと思う。コンデンサは薄い緑色

のものだが、平成 29 年までかかるということで、このままいくと処理期限を 2 年から 3 年ほど超過してしまうという状況を記載している。

ほかの事業所も参考までに見ていただくと、実は、処理に課題がある機器があり、ものすごく右に飛び抜けてしまっているのが 2 か所あるのがおわかりになるかと思う。豊田の車載型トランスというのが、これは新幹線に搭載されていたトランスで、処理が非常に難しく、平成 48 年までかかってしまうという状況である。

東京は大型トランスが非常に多い地域で、なかなか処理が難しい状況になっており、これも平成 49 年までかかってしまうという状況である。

では、なぜこのようになっているのかということだが、今の横のグラフをもう 1 枚めくっていただき、別添 2 と書いてある、高圧トランス・コンデンサ等の処理の現状と遅れの原因についてという資料をご覧ください。

まず、3 ページの「事業の特性に伴う困難性」について、処理物の多様性、複雑性、規格品でないものが多く、一つずつ物が違うので、入ってきて何日ぐらい洗えばいいか、どこから解体すればいいかということの一つ一つ検討していて、処理に時間がかかる。また、長期の使用や、30 年もの間保管が続けられていたため、漏洩していたり、さびが出ていたりしており、漏洩していると作業者に直接絶縁油が揮発して影響が出てしまうということで、非常に気を使いながらの作業になっている。

2 番目の化学処理を用いた処理システムについて、先行事例がなかなかない中で、液処理の部分はしっかりとできているのだが、前処理の段階でいろんな課題、解体をするやり方、何度洗っても PCB が染み込んでいるのが取れないとか、そのような理由が挙げられている。

3 番目について、閉鎖系の施設にしたということの裏返しで、内部での PCB の曝露の対策が非常に難しい課題になっているということである。

4 ページの写真を見てもらうと、一例ということで、海外（写真はアメリカの作業場）ではオープンスペースでの作業をこういった軽装でやっているような例があるが、右の写真は JESCO で、これだけ厳重な管理の下でやっているということの違いが出ている。

続いて、6 ページの下「平成 22 年度までの処理予定と実績」について、棒グラフの天辺までが予定をされていた処理量であるのに対し、青い部分が実績である。だんだん上がってきてはいるが、最初の 3 年間ぐらい、処理の予定と実績に乖離があったという状況がある。次のページの北九州事業所のデータを見ていただくと、北九州は中でもかなり乖離は少ないわけだが、一部遅れがあって、処理が進まなかった部分があるものの、かなり予定に近い実績は出している。

その下の豊田事業所については、かなり遅れがあったという経緯があったり、先ほどの説明したとおり、新幹線の車載トランスの処理がなかなか難しかったり、という理由で、全体としては遅れてしまっている。

次の 8 ページの下の写真、これは豊田事業所の様子だが、洗浄後の紙と木を、PCB が取り切れなかったので、手作業でこれらを分別してもらう

一度洗浄機にかける、といったような作業をしたものである。こういったところも徐々に解決しようとはしているところだが、課題として挙がっている。

今、説明したことが、報告書 15 ページ「 処理に時間がかかっている要因」であり、これまで申し上げた内容がここに書かれている。

こういった課題がある中で、17 ページ「(2) 今後の処理推進策について」で、今後、処理を推進するためにこういった課題や対策を行っていくかということをもとめている。

まず、「 PCB 廃棄物処理の安全性確保」について、これは当然のことであり、先ほどから述べているように、安全第一を最優先として処理をしていくということがまとめられている。

今までとは違うところは、18 ページ「 JESCO における操業の改善、施設改造等」で述べられている。ここには、JESCO の中での律速工程の改善、効率化をこれからもやっていかなければならず、「イ. 処理施設の改造」とあるように、北九州事業所はそれほど大きな改造というものは、かなり処理予定と実績が近づいているので、ここでは試案としては考えられてはいないが、ほかの事業所では相当な改造も必要だろうということが書かれている。

次の 19 ページの「 全国的な視点に立った 5 事業所施設の有効活用」について、今まではエリアを決めて、そのエリア内に存在する機器の処理が行われてきたが、ある事業所では処理に困難な条件があり、処理スピードが上がらない一方、ほかの事業所では円滑に処理することが可能な機器が存在することが判明してきたため、関係者の理解と協力を得て、円滑に処理する能力のある別の事業所を活用して処理を行い、処理の促進を図ることが必要である、ということが書かれている。

では、具体的にどういうことかということ、資料 3 の別添 13 ページ「考えられる処理促進策(試案)」として、JESCO にまとめてもらっている。この中の 16 ページの上に、各エリアでどういうものの処理が難しく、何をどこに持っていくと処理がスムーズにできるかといったことが図にまとめられている。

北九州エリアに矢印が来ている。どこから来ているかということ、豊田の車載トランスである。これを豊田から北九州、大阪、東京で少しずつ分担して処理をしていただけないだろうかという案である。それから、豊田には特殊形状コンデンサというのがあって、これも北九州と大阪に矢印が出ている。

一方、北九州の下の方に二次廃棄物(粉末活性炭等)と書いてあり、これが東京に矢印が出ている。実は、北九州の処理施設でコンデンサの処理のラインから高濃度の粉末活性炭が出てくる。これを処理しないとコンデンサの処理ができなくなってしまうわけだが、今は、その廃棄物を保管していたり、コンデンサの処理施設にもう一回入れて処理をしていたりしており、これがなくなれば北九州のコンデンサの処理が円滑にできる。東京は、ほかの事業所と少し違う形態になっているわけで、これを東京に持っていくとすると北九州のコンデンサがスムーズに処理

できるであろう、といったことを試案として提案をしている。

先ほどご覧いただいた別添 1 ページのグラフに戻っていただき、豊田の車載型トランスのところを見ていただくと、平成 22 年度末の残台数が 698 台と書いてある。これは先ほど申し上げたように、新幹線のトランスの保管場所が浜松にあるため、豊田事業所の処理の対象物となっているのだが、当時、最初の新幹線が走っていた地域のうち残りの 3 か所、北九州、東京、大阪について、北九州は車載トランスが 105 台、東京は 9 台、大阪は 65 台となっており、何とか豊田のものを少しずつほかの事業所でも負担できないだろうか、こういった案になっている。

一方、北九州のコンデンサのところを見ていただくと、年間の処理台数は 6,087 台となっている。これは、先ほど申し上げたコンデンサのラインから出てくる高濃度の粉末活性炭がたまってくると、この処理はできなくなってしまう。したがって、それは東京に持って行って処理してもらえないか、ということで試案を作成している。

これらが、主なトランス・コンデンサの処理の推進策ということである。

報告書の本体に戻っていただき、21 ページの「 対策を導入した場合の処理に要する期間」について、これらの案を導入した場合どれくらい短縮できるかというのを試算しているが、これは別添 19 ページに詳しく書かれている。

北九州事業所については、平成 30 年度ということでは変わらない。しかし、豊田事業所は、当初平成 48 年度までかかるとなっているが、各地域で車載型トランスを分担していただければ、概ね平成 30 年度まで縮まるだろうという試算が出ている。東京事業所と北海道事業所は、概ね平成 35 年度までどうしてもかかってしまうだろうという試算が出ているが、これについては、環境省と JESCO でさらに検討を進めて、関係者への説明を十分に行って実施をしていくことが重要であり、地元自治体ともよく相談する必要があるということが書いてある。

こういったことで、処理の期間というものも、今後、具体的にこの検討委員会での提案を踏まえて検討をしていきたいということである。報告書 22 ページの上の方には、ただし、これから処理が難しい機器も増えてくるので、処理のペース低下ということも若干考慮しなければならず、今の処理の見通しにさらに 2 年ぐらいの余裕は見込むべきではないだろうか、として提言はまとめられている。

続いて、「8-2.安定器等・汚染物」について、これは実は、処理が可能なのは北九州と北海道だけであり、厳密に言えば、現在動いているのは北九州だけで、北海道では建設中になっている。ほかの 3 地域、東京・豊田・大阪は、まだ施設の建設の見込みすら立っていないので、その 3 地域の処理体制をどうするかについても検討委員会で議論したが、まとまっていない。ここについては、報告書 23 ページの一番下にあるように、環境省と自治体との協議の場を設けるべき、ということでまとめられており、北九州、北海道の処理施設をいつまで使わせていただけるか、または豊田、東京、大阪でこういった処理体制の確保が必要かといった

議論をするために、環境省と自治体との協議の場を設けるべきであるということでもまとめている。

24 ページからは微量 PCB の話なので、ここは割愛する。

28 ページからは無害化処理認定施設等について述べており、ここも割愛するが、これは微量 PCB 廃棄物を処理する施設についての記載である。

29 ページ「8-5.保管場所での適正な保管等」については、ここも割愛するが、これも非常に重要な観点で、北九州はかなり処理が進んでいるのでだいぶ減ってきてはいるが、まだ全国の何万か所かで保管が続いているので、ここで漏洩が起こらないように、いくら JESCO で厳重な対策をしても、PCB は広域移動性があるため、ほかの保管場所での適正な保管の重要性について長く記載している。

こういったことを踏まえて、34 ページ「9.処理期限・その他」について説明すると、処理期限については、1つ目のにも記載されているように、現在平成 28 年 7 月と定められているわけである。2 個目のでは、高圧トランス・コンデンサ、安定器等・汚染物、微量のもの、それぞれの廃棄物ごとにこの報告書はまとめられているわけだが、平成 28 年 7 月までの処理完了は困難な状況であるということで、わが国における早期の PCB 廃棄物の処理完了に向けて、国、都道府県、保管事業者、処理事業者が、確固たる意思を持って取り組むための新たな処理期限を設定するということが重要であろう、と述べられており、具体的にどういった期限になるのかというのがその下に書いてある。

実際、関係者が最大限努力した場合に処理の完了が達成すると見込まれる時期まで延長するということがだが、34 ページの下から 2 番目のに書いてあるように、実は処理に最も時間がかかるのは平成 22 年から処理が始まったばかりの微量 PCB 廃棄物である。微量 PCB 廃棄物の処理がどれくらいかかるかというのを一番考えて、期限を設定しないといけないわけである。

その一方で、ストックホルム条約では、平成 40 年までに処理を完了すべきということになっているので、この範囲で期限を設定すべきであるということが書いてある。

35 ページ「それぞれの PCB 廃棄物の早期処理」という見出しが付いている部分について、ただし、それぞれの PCB 廃棄物は、すべて処理期限まで処理を続けるのではなく、適切なスケジュールを設定し、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むことが適当であり、また、高圧トランス・コンデンサ等の処理については、国、JESCO はできるだけ早期に処理が完了するよう、事業エリアごとに具体的な処理見通しを設定し、進行管理を行うべきということが書いてある。つまり、この処理期限というのは、微量 PCB も含めた一つの期限ではあるのだが、JESCO の事業所ごとの処理というのは別途事業所ごとに見通しを立てて進行管理をしていく必要があり、今後さらなる詳細な検討が必要であるということでもまとめをしている。

あとはその他ということでも割愛させていただく。報告書の案の説明は

以上である。

座長

○： 今の環境省からの説明のとおり、国全体としての処理の動向に関する答申というか、検討報告書というものが出され、これはパブリックコメントが先月で終わった。ここの地域からも何件かコメントが出ていたと伺っているが、せっかくなので委員の中でこれに関して若干の意見を述べていただくことにしたいと思う。何か意見があれば願います。

委員

Q： ちょっと質問をさせていただきたいが、7ページの上から3行目ほどに、血中 PCB 濃度の測定を導入して過去に生物化学的許容値を超過した事例があった、というところで、これはどこの事業所での事例か。そしてその監視委員会等には報告がされているのか。

座長

Q： 今の質問に対して、もしこの北九州事業所の事例であれば答えていただきたい。

JESCO

A： 北九州事業所の事例ではない。他事業所のことと記憶している。

委員

Q： 北九州は北九州だからいい、とは思えない。そのようなことがあったなんて全く知らず、今、初めて知った。皆さんはご存知だったのか。

座長

A： 私は知らなかった。

委員

D： だからこの会議の場で、作業者の血中濃度の調べはしているのかとかいろいろ質問をして、健全ですよという返事があったと思う。一応 JESCO としては、その5事業所を連結して、1か所で事故が起こったら、他所にちゃんと報告して、横のつながりで事故を処理していこうというふうになっていたはずなんですね。だったら当然、この監視委員会には、こういうことがあったという報告はほしかった。今後にかすためにもぜひ、これはちょっと問題だなということは必ずこのような資料に一言書き添えていただけるとありがたい。

JESCO

A： 当時、北九州の状態はよく知らなかったが、作業環境安全衛生部会で横展開の話はしたと思う。

座長

D： この監視委員会で作業環境というか、作業者の血中濃度に関する状況報告というのはされたことがなかったと記憶しているが、それによろしいか。報告がないので話題にもならなかったが、もしそれが安全な処理に関して問題である事項であれば、当然、逐次報告されるべき、監視の対象になるべき事項だと考えるということである。

JESCO

A： 北九州では問題になる数値ではないということが、確か第1期施設の間接報告書の中にも記載されていたと思う。

委員

D： それは存じ上げている。血中濃度に問題はないという報告があったことは知っている。ただ、先ほども申し上げたように、他所で「大」と付くような問題があった場合は、それがどこの事業所であれ、こういうことがありました、という報告はしてほしい。前回、他事業所の事故について全部まとめて報告があったと思うが、その中には一切、この件は記載されていなかった。こういうことは、やっぱりちゃんと報告するべきではないかなと思う。

座長

Q： JESCOの方で何かあるか。

JESCO

A： JESCOとしては、北九州事業所の問題はもちろんだが、今後そういう横展開の話があれば、そちらも報告しようと思う。

座長

D： よろしく願います。

委員

Q： 今、説明のあった報告書の件だが、この内容について、北九州市はどのように受け止めているのか。また、こういった文書が出たということでは、各関係機関というか、自治会とかいろんな団体もあると思うが、そういうところにこの内容についても報告をしているのかいないのか、そういう点について質問をしたいと思う。

北九州市

A： この件は、あくまでも検討会の報告書という位置付けであり、当然、市の方にはまだ具体的なアクションはないので、市としては、この件については検討会の自由な議論の中でとりまとめられたものであると受け止めている。市の基本的な考え方は、いつも申し上げているよう

に、処理期限はきちんと守っていただくということであるので、それは一切変わっていない。

座長

Q： 正式な報告書が出た時点でどういう対応が予想されるか、という話をちょっとしていただきたい。

北九州市

A： 今後、国と自治体との話ということにはなると思うが、これは国の方のスケジュール感の話にもなり、また、微量 PCB の話もあるので、処理期限については、政令の中で何年にするかというのをまず決めたいという話がある。ただし、何度も申し上げているように、まず処理期限が決まった後にそれぞれの事業所の処理の基本計画、あるいは都道府県の処理計画が当然変更になってくるところであるので、そういった話が来た時点で再度きちんと議論をするということになると思う。ただ、まだ今のところ具体的に JESCO や立地自治体に対して国の方からきちんとした説明や話が来ているわけではないので、それを受けながら市の方は議論していきたいと考えている。

座長

O： 環境省の方としては、結論的にはこの報告書にまとめられているように、今後、これを具体的にどうしていくかという話し合い等を計画することになっていると思うので、それによろしいのではないかと思う。このため、この場でこれ以上の議論をする必要はないと思うので、むしろ次の議題 4「北九州 PCB 廃棄物処理施設の処理の見通しについて」に移りたいと思う。JESCO から報告をお願いしたい。

- ・ [資料 4]を日本環境安全事業が説明。

JESCO

それでは、資料 4 に基づき、北九州事業所の処理の見通しについて説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目には、この北九州での PCB 処理の歴史をまとめさせていただいた。2 ページ目に北九州事業所の処理の進捗状況をまとめている。3 ページの上段になるが、表 1 として処理の状況、先ほどの議題 1 のときの表に似ているわけだが、平成 16 年度から平成 23 年度まで、もう少し詳しく、トランスは車載型、大型、中型、小型という形で処理の進捗状況を示している。

表 2 は、その JESCO の登録台数から表 1 の処理済みを引いた残りの台数を出している。先ほどの環境省の報告書と少し違うのは、環境省の方は各県に届出されたものをベースにこの地域にはどのくらいあるかという想定の数だが、こちらは JESCO に登録されているものをベースにしている、という点である。

4 ページ、トランスの処理の状況として、先ほどの環境省の説明でも、特に大型トランスが北九州事業所では非常に遅れているということであった。この大型トランスの処理が遅れている原因というものを大きく三つ挙げている。

まず一つ目として、現地解体技術がこれまで確立されていなかったことで、保管場所からの搬出が困難なものの処理が進んでいない、ということが挙げられる。北九州市役所にあるものもその一つだが、何とか今年には処理ができるようになってきているということである。

二つ目として、平成 22 年 6 月に PCB 廃棄物の収集・運搬ガイドラインが改定されるまでは漏洩物の運搬ができなかった、という理由が挙げられる。このため、漏洩品の処理が進んでいない。

三つ目に、大型トランスを第 1 期施設で処理するためには、まず大型ステーションで抜油・粗洗浄を行う必要がある、ということを書き出しているが、上に大型ステーションの写真を載せている。このスケール感がわかるように説明するが、上に青いヘルメットをして白い防護服を着た作業者が乗っているのがわかると思う。ちょうど洗浄液を入れるための配管を接続している作業中だが、このトランスの大きさは 3 メートルぐらいある。

一方、右側に小型ステーションの写真を付けている。50 センチから 1 メートルの高さのトランスが 4 台置いてあるのがわかると思うが、この 4 台のうち 3 台にはホースがつながっているというのがわかると思う。つまり、小型のステーションはこのぐらいの大きさのところで一度に 3 台の処理を行っているということである。

2 トン未満の重量のトランスにおいても、今の小型ステーションでははみ出してしまうものがあり、それはどうしても大型ステーションのほうで処理をしなければならなくなる。つまり、大型ステーションは大型のものを処理するためのところだが、小型のものも処理しなければならないということがあり、このため大型トランスの処理がこれまでは遅れてきた。

次のページに としてまとめているが、大型トランスの処理の促進に向けた取組みを昨年度に行った。その大きな処理促進策を a~c としてまとめている。

まず、大型トランスのうち処理しにくいものや保管場所から搬出が困難なもの、これらを総称して JESCO では処理手間物と呼んでいる。これをリストで整理して、個々の物件について処理計画の立案にかかるともに保管先の現地調査を実施した。全部終わったわけではなく、現在もまだ続いている。つまり、処理に手間のかかるものを今までは後回しにしてきたのだが、そういうことをしないで、計画的にやっていかないと処理期限に間に合わないということで、そういうことを始めている。

それと同時に、第 2 期施設の特設解体室、これは先ほど天井が落下したという部屋だが、この部屋を活用して処理手間物の解体実証を行い、処理方法の確立を図っている。去年終わったものもあるが、現在もまだ図りつつある。

さらに、今の特殊解体室は漏洩物を処理するため、上の写真がこの特殊解体室で、今までやったことのないことを手がけているときの写真を付けている。この部屋というのは漏洩物を処理するために設けた部屋だが、この漏洩物というのはそんなにたくさんあるわけではなく、今まで入って来ていない。それでは施設が空いてしまうということで、それならば大型物が進んでいない、だからこの特殊解体室を使って大型物、大型物といってもあまりにも大きなものは特殊解体はできないが、小型でも例えば大型ステーションに持っていかなければいけないようなものとか、そういう2トン前後のものをできるだけこの特殊解体室で処理をするという形で進めた。これによって、平成23年度には大型トランスの処理がずいぶん進んだと考えている。

ただし、これにより、これまでは抜油をしてその中を粗洗浄する作業が律速だったのだが、ちなみに粗洗浄というのは、作業者に影響を与えないように解体する前にできるだけ処理濃度を抑えるために行うものだが、第2期施設の特殊解体室で処理を始めたことにより、たくさんそれができるようになった。しかしそうすると、その後の洗浄工程にいっぱい集まってしまい、処理能力をオーバーするという形になってしまった。

したがって、数字上、平成23年度は大型トランスを58台処理したとなっているが、実際は、処理をしたのではなくて投入をしたということで、処理が終わったのは今年の5月になってしまった。したがって、平成24年度に計画した処理台数において、トランスが減っている状態である。

今後のトランスの処理の見通しについては、これまでは「年何台」という「台数」で計画を立てていたが、今後は洗浄がネックになるということになってくれば、洗浄は一回あたりの重量で決まってくるため、台数ではなくて重量に左右される形になってくる。

次のページの表3では、トランスの平均重量を2トン以上と未満に分けて書いているが、2トン以上について、平成22年度では1台あたり3.9トンぐらい、平成23年度は3.6トンぐらいの大きさだったのに対し、残っているトランスの平均重量を出すと5.043トンという形になっている。洗浄は重量で決まってくるので、結局今後は平成23年度のような処理台数を期待することはできないとは思っている。

続いて、コンデンサについては第1期施設と第2期施設で異なる方法を使って処理をしている。第1期施設では、グローブボックスというものを使って、作業者が手動で抜油・解体装置を稼働させて1台ずつ解体している。左側にこのグローブボックスの写真を載せているが、この丸い穴から手を突っ込んで、グローブを使って1台ずつ解体をしているという施設である。

一方、第2期施設は右側の写真になる。真空加熱分離設備といっているが、略称でVTRと呼んでいる。このVTRには、この写真を見るとわかるように、一度に20台から30台投入することができる。処理するのに2日間かかるが、装置が3台ある。そういうことで、VTRでは一度に大

量に処理することができる。

そうすると、先ほどのトランスを増やすために第1期施設でのコンデンサ処理なんかやめてしまえ、という考えも出てくる。つまり、第1期施設のコンデンサも洗浄装置はトランスと同じところに入ってくるので、トランスの処理を増やすためには第1期施設のコンデンサの処理を減らすというのも方策の一つにあるわけである。ただし、何もかもVTRに詰め込めるかということそうではなくて、このVTRでは処理しにくいコンデンサもあり、それらについては第1期施設のこのグローブボックスを使って処理をしている。

コンデンサの処理が昨年度非常にこれまでよりも上がったということを行ったが、その理由は小規模な改善をずいぶん行ったことによる。大きく言って二つの改善を行っている。

一つ目は、真空加熱炉の炉自身の改善である。VTR設備ではコンデンサ以外に廃粉末活性炭や廃アルカリ濃縮液、廃ドラム缶の処理を行っているが、平成22年度まではA・B号機でコンデンサ、C号機でVTRケースに入れた大型のコンデンサや廃粉末活性炭、廃アルカリ濃縮液の処理をしていた。

これは、A・B号機にはセントラルヒータがあったため、先ほど見てもらった写真だとセントラルヒータがない。実際には、このコンデンサが山になっているところ、真ん中の高いところだが、ここまでは積み重ならなかった。真ん中にセントラルヒータが上から吊られているような状態にあり、山を二つに分けてそのヒータを避けるような形でしか積むことができなかった。その後、セントラルヒータを撤去したため、一度にたくさん処理ができるようになった。ヒータがなくなったので加熱に時間が3時間余分にかかるようになったものの、それ以上に一度に処理できる量が多くなった。

これの主たる目的は、処理量の増加ということではなかった。実は、C号機の負担が非常に大きく、いろいろなものをC号機で処理をしなければならなかったため、C号機はよくトラブルで止まっていた。そうするとコンデンサは処理できても他のものばかり残ってしまい処理が進まないという状態だったので、A・B・Cを全く同じ形にすることによって、どれでもどんなものでも処理ができるようにするという、並列にするということが主な目的だったわけである。

コンデンサがたくさんできるようになった二つ目の理由として、タール閉塞対策の実施がある。これについては、添付資料の別紙2-2を見ていただきたい。これは、第2期施設のVTR、それから中間処理のフロー図を書いている。薄黄色いナンバーが付いたところが、この2年ぐらいの間に小改善を行った場所である。これまでのタール対策の一番大きなところは、真空加熱分離の後に中間処理の活性炭処理というのが入っている点である。No.2と書いているが、実は、当初はこれが低沸蒸留処理の後に付いていた。そのため、この低沸蒸留塔と叫んでいる第1、第2蒸留塔が頻繁にタール閉塞で止まってしまい、VTRの処理ができないという状態が頻繁にあった。

そこで、この粉末活性炭の処理を中間処理の前、最初にもってきた。それによって低沸蒸留塔のタール閉塞というのが非常に少なくなり、コンデンサの処理がたくさんできるようになったということが一つ目である。

もう一つは、タール閉塞そのものを起こさないために、未然防止ということは常に心がけていたが、設備能力のためにそれができないということがあった。

今のフローの中で、下のほうに廃アルカリ処理というのがある。タール閉塞を起こさないようにするには、まずアルカリ洗浄という形で詰まりかけたところを定期的に清掃してやるのが一番いいのだが、これまではアルカリ洗浄の能力が低かったために、それを定期的にやるとアルカリが余分になってしまってこの処理ができないということで、定期的な洗浄はできなかった。今回、この廃アルカリ処理の能力を倍増させた。それによって、定期的な洗浄を行うことができるようになって未然防止につながってきた。それがコンデンサの処理能力の増大につながっていると考えている。

ただし、このことをやったために問題点が発生している。つまり、廃粉末活性炭や廃アルカリ濃縮液がたくさん出るようになったことである。9 ページの上の表 4 を見ていただきたいのだが、廃粉末活性炭と廃アルカリ濃縮液の発生量をドラム缶の缶数で示している。平成 21 年度の廃粉末活性炭は 94 缶だったのが、平成 22 年度になって 249 缶と 2.5 倍ぐらいに増えている。廃アルカリ濃縮液については、平成 21 年度、平成 22 年度が 93 缶、81 缶に対して、平成 23 年度の改造後、アルカリ洗浄をたくさんできるようになったということで、発生量が 276 缶と 3 倍も増えた。

ところが、ここに出てきた廃粉末活性炭や廃アルカリ濃縮液は、やはりこの VTR を使って処理をするしかなく、右側に処理量を書いているが、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度と、平成 23 年度にずいぶん処理量を増やしたわけだが、発生量には残念ながら追いついていない。これ以上、発生量に追いつくだけの処理をすると、コンデンサの処理はできなくなってしまうということがある。

それで先ほども環境省の方から説明があったように、8 ページの一番下に 3 行にまとめているが、PCB 濃度が高い廃粉末活性炭は JESCO 東京事業所で処理し、PCB 濃度が低い廃アルカリ濃縮液は無害化処理認定施設に処理委託することを今検討しているところである。

それからコンデンサの問題点として、JESCO に登録されているコンデンサの数、処理率というのは先ほど申し上げたとおりだが、環境省の方で出されている JESCO に登録されていないものとの差が 8,500 台ぐらいあるのではないかと想定されている。この 8,500 台というのは、処理するには 2 年ぐらいかかる量であり、その差が問題であるということである。

さらに平均重量について、これまでに処理してきたコンデンサの平均重量は平成 22 年度が 55.5kg、平成 23 年度が 57.2kg であるのに対し、残っているコンデンサは 70.3kg ある。先月は、実は平均 90kg ぐらいに

なっている。そのため、重量としては進んではいるが、台数としては処理が進んでいない。

三つ目として、安定器の処理について、プラズマは当初いろんなトラブルがあったということは監視会議の方でご説明してきたと思うが、去年から非常に順調に処理は進んでいる。さらに今年1月から2号機も稼働を始めて、非常に順調に今のところ進んでいる。

その処理の問題点をここに書いているが、一つ目は処理物が集まらない、対象物が集まらないということである。特に問題点としては、たくさん持っている方が JESCO への登録を拒否しているということがあって集まりにくい状態になっているということがある。JESCO の方で把握しているだけで、登録していない多量保管事業者が持っている分が750トンあるということが調査の結果判明している。

二つ目として、沖縄汚泥という問題がある。沖縄汚泥の処理を試行的に今年の3月に行った。問題なく処理することができることがわかったが、沖縄汚泥は米軍が持っていた污水处理場の中の汚泥に PCB が含まれていたというものであり、この汚泥には水が大量に入っている。しかし、プラズマで水を処理するというのは非常にやりにくい問題である。水蒸気爆発の恐れがあるので、多量に一度にたくさんのができないのだが、沖縄汚泥というのが320トン、ドラム缶で約1,700本もあり、これを処理するとなると処理の能率を非常に落とさなくてはならないということがわかっている。

以上、少し割愛したが、北九州事業所の処理の見通しである。

#### 委員

D： 全体的に処理が遅れているということが問題になっているのだったら、それはそれでちゃんとしっかりと整理して説明してほしい。それから技術的な面で難しいとかおかしいのであれば、それはそういう形で言わないとはっきり理解できない。その辺のところを、今処理しているいろんなコンデンサだとかいろんな製品の中で、一番困っていて国が処理できないのか、どこの JESCO が処理するのに困るのか、そういうところをちょっと区別して話を進めてほしい。話が何かわかりにくい。いっぱいいろんな問題があるということはよく理解しているし、北九州が先頭に立ってやっているということもよくわかるが、その中で、平成26年度までに終わるためにはどうするのか、どこが問題なのかというようなことで整理しながら説明していただきたいと思う。

#### 座長

D： 今の話は非常に単純で、処理の見通しが付いた時点で速やかに北九州市とそれに対して協議をすべきじゃないか、ということである。先ほどの環境監視部長の方からの発言でも、北九州市は期限までに処理が終わることを前提に今は対応をしているという発言があった。なので、それと突き合わせるためにも、確実に処理を行うためにも、どうしたらいい

いかという協議に入っていただきたい、というのが我々の意見である。

JESCO

Q： 確実に期限までに処理を終わらせるための協議ということか。

座長

D： そういうことは言っていない。確実に期限までに処理を終わらせることがもう事実上不可能だという予測が立った時点で、それに対してより速やかに処理する方法はないかという協議に入ってほしい、ということである。無理に期限までということは非常識なので言わないが、確実に速やかになるべく遅れが少なく処理する方法は何かということやってほしいという話である。市の方もよろしく願います。

委員

Q： この10年間、監視委員会の中で、JESCOに登録されていないもの、保管事業者が自分で申請していないもの、それに対する嘆きみたいなものがずっと聞こえてきていたが、その後の進捗状況というのはどうなっているのか。特措法に対する罰則のことも、あれ以来聞こえても来ない。現在も使っているものがあるということに対して、私たち素人はよくわからない。どう解釈したらいいのか。どうしてその使っているものをそのままにしておくのか。処理ができない、延びそうだ、登録者がまだよくわからない、津波があったら200台消えた。どうしてそうなるのかがよくわからないし、今、現実にもう持っている人がいるとわかっていて、どうしてその人たちにリアクションできないのか。それとももうしようとしてきちんと工程表ができていいのか。その辺ちょっとお伺いしたい。

環境省

A： 大変重要なご指摘だと思う。今回説明を割愛したところもあったが、あの報告書の中に、使用中のものはどうするかというのは書いてある。あと、経済産業省の方に使用中のものは届出がされているので、こちらとの連携ということで、実は平成17年度からは連携し始めて、当時もしかしたら10年前に課題としてあったのかもしれないが、そういうことを踏まえて、17年から環境省と経産省で連携してやっていこうということで取組みを進めているものの、まだ不足していると思う。

したがって、これからこのとりまとめを踏まえて、経産省関係の機関と引き続き使用中のものを確実に処理に回すということのための取組みはやっていきたいと考えている。引き続き意見をいただいて、このような場でもまたどういった対策をしていくのかという報告もさせていただければと思う。

北九州市

A： 市の実情を少しご説明させていただきたいと思う。今ご指摘のよう

に、使用中の機器については、市として保管事業者へ立ち入り調査をやっている。それから、アンケート調査も行っている。アンケート調査の中に保管物、それから使用中についても報告をしてもらうということで、大体どこの事業所、何社ぐらいがどのくらいのものを持っているというのは把握をしている。それが保管に回って処理対象となるわけだが、今の市内の進捗状況を言うと、トランスが約 90%、コンデンサは 92%で、もう残りが一桁の台に入ってきた。事業所数も 100 社を切っているの、後は個別に一つずつ立ち入りに入って処理促進について指導をしたいと思っている。

それから、これは環境省にも申し上げているのだが、福岡県を除く 16 県の届出もしくは保管事業者への指導というのが、我々の行政範囲ではないので、どういう指導をやっているのかというのが見えないところがある。そこについては、北九州市で今まで掘り起こし調査であるとか立ち入りであるとか諸々やってきたので、このやり方をこの 16 県に対しては、もちろんやっている県もあるかもしれないが、きちんとした形で報告をし、できるものなら同じ方法で、全く同じとは言わないが、やっていただくようお願いをしようということで、動き始めている。

ただし、繰り返しになるが、やはり最終的にはその母数、要するに何個処理すればいいのかという数字が明確に出ないと、当然処理能力うんぬんの数字があって、それを割り算して処理期限というのが決まるが、その母数が動くようでは処理期限がいつになるのかというのは明確に出てこないわけである。少なくともその母数の確定というのは、しっかり、我々はある程度は先に行っていると思っているが、残りの 16 県の状況というのが見えてないということなので、これは環境省とも話をしながら、この 16 県については状況についてやり方その他の方法についても協議をしたいと考えている。

#### 委員

Q： 先ほど登録を拒否しているところがあるというようなことを言っていたが、これを見ると、例えば国立大学法人というのは公的な機関だが、予算的な理由で処理委託をしない多量保管事業者がいるということを書いている。調査や指導はやっているようだが、強制力や罰則というのはないという理解でよろしいか。

#### 環境省

A： 期限までに処理をしなければ改善命令という対象になってくるが、JESCO に登録すること自体は特に法律で決まっているわけではないので、法律上は県に何台持っているという届出をすれば罰則等の対象にはなっていない。あとは期限までに処理するというにはなってくる。

#### 座長

Q： ということは、処理期限を延ばすということになると、その延ばさ

れた期限を超えたら命令を出せるということか。

環境省

A： そのとおりである。その点は非常に心配する声を聞いている。期限が延びたら、また JESCO に登録するというインセンティブが削がれるんじゃないかというご指摘はいただいているので、その点で非常に心配している。ちゃんと処理してくださいという働きかけをしていきたい。

座長

D： 本日の議題全般について、私から 1 点だけお願いがある。先ほどの作業者の血中 PCB 濃度の件に関しては、作業者の偏見ないしは差別につながるので、情報の管理、表現方法を配慮していただきたいと思う。この会議の議事録等に関しても、ある程度配慮していただきたい。  
では、事務局に進行をお返しする。

事務局

それでは、以上をもって第 28 回北九州市 PCB 処理監視会議を閉会する。

[終了]